

高齢者等配食事業所の情報提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に居住する一人暮らしの高齢者及び高齢者世帯並びに配食を希望する市民（以下「高齢者等」という。）に対し、個人向けの弁当や食事等を配達する市内の事業所（以下「配食事業所」という。）の情報提供に関するることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で規定する「配食」とは、特定かつ多数の高齢者等に対し、主に在宅での摂取用として、主食、主菜及び副菜の組み合わせを基本（主食なしのものを含む。ただし、単品で提供される食事は除く。）とし、1食分を単位とした調理済みの食事（冷凍食品、チルド食品等を含む。）を宅配することをいう。

2 前項に規定する「配食」には、次の各号に該当するものは含まない。

- (1) 外食（店舗での摂取が前提のもの）
- (2) 小売店で販売される弁当等で持ち帰りを前提とするもの
- (3) 宅配されるピザ、ラーメン、うどん、そば、カレー等で単品での提供が前提のもの
- (4) 宅配される食材料
- (5) 宅配される単品のゼリー、ムース等

(情報収集の方法)

第3条 情報収集については大牟田市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）へ、「配食事業所の大牟田市ホームページへの掲載についての届出票【新規掲載分】（様式第1号）」を掲載し、掲載を希望する配食事業所からの届出を受理することで行う。

(情報提供の方法)

第4条 情報提供についてはホームページへ掲載するほか、大牟田市福祉課の窓口への設置、希望する市民等への配布などで行う。

(掲載内容の変更及び掲載の取消)

第5条 配食事業所よりホームページの掲載内容の変更または掲載の取り消しの申し出を受けた場合は、「配食事業所の大牟田市ホームページへの掲載についての届出票【変更・掲載取消分】（様式第2号）」を提出してもらい、随時ホームページの更新を行う。

2 前項のほか、本市が掲載内容に関し不適當であると判断した場合は、掲載内容の変更または掲載の取消を行うことができる。

(配食事業所への情報提供)

第6条 市は、食の確保、見守り、適切な栄養管理、衛生管理等に関する知識の向上や啓発を図るため、厚生労働省が策定したガイドラインに変更があった場合は、配食事業所へ情報を提供する。

(補則)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年12月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。